

令和元年度 第1回 磐田市廃棄物減量化等推進審議会

日時：令和元年7月23日（火）午前10時～
会場：磐田市クリーンセンター2階研修室

次 第

1. 開会

2. 委嘱状交付

3. 挨拶

4. 議事

(1) 本市のごみ排出量について 資料1

(2) 今年度の取り組みについて 資料2

(3) その他報告事項 資料3

5. 閉会

磐田市廃棄物減量化等推進審議会委員名簿

任期：平成30年7月1日から令和2年6月30日まで

(順不同)

No.	氏名	団体名等	備考
1	川島 ^{カワシマ} あつ江 ^エ	いわた消費者協会	会長
2	藤田 ^{フジタ} 允 ^{マコト}	磐田市自治会連合会	副会長
3	玉田 ^{タマダ} 文江 ^{フミエ}	消費研究グループ いそじ会	
4	稲垣 ^{イナガキ} 幸子 ^{サチコ}	シニアクラブ磐田市	
5	今泉 ^{イマイズミ} 佳代 ^{カヨ}	磐田商工会議所	
6	宮地 ^{ミヤチ} 浩 ^{ヒロシ}	磐田市商店会連盟	
7	下鳥 ^{シモトリ} 和重 ^{カズシゲ}	磐田市大規模小売店舗 連絡協議会	
8	伊藤 ^{イトウ} 慎弥 ^{シンヤ}	中遠りサイクル協同組合	
9	寺田 ^{テラダ} 辰蔵 ^{タツゾウ}	磐田市議会	
10	村上 ^{ムラカミ} ナオキ	外国人と関わりのある人 (多文化共生推進協議会委員)	
11	鎌田 ^{カマダ} 俊己 ^{トシミ}	公募	
12	門名 ^{モンナ} 泰知 ^{タイチ}	公募	
13	田中 ^{タナカ} 秀次 ^{シュウジ}	公募	

磐田市廃棄物減量化等推進審議会関係法令

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(廃棄物減量等推進審議会)

第5条の7 市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量等に関する事項を審議させるため、廃棄物減量等推進審議会を置くことができる。

2 廃棄物減量等推進審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、条例で定める。

磐田市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例

第3章 廃棄物減量化等推進審議会

(設置)

第12条 一般廃棄物の減量化、資源化及び適正処理の推進に関する事項その他市長が必要と認める事項を審議するため、磐田市廃棄物減量化等推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、委員20人以内で組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 市民団体等の代表者

(3) 市民代表

(4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は再任することを妨げない。

磐田市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則

(審議会の会長等)

第24条 条例第12条の磐田市廃棄物減量化等推進審議会(以下「審議会」という。)に会長及び副会長を各1人置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議회를代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第25条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の会議は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(審議会の部会)

第26条 審議会に部会を置くことができる。

2 部会の委員は、審議会の委員のうちから、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会の委員の互選により定める。

(関係者の出席等)

第27条 会長は、審議会において必要があると認めるときは、関係者に出席を求めて、その意見を述べさせ、若しくは説明させ、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(審議会の庶務)

第28条 審議会の庶務は、環境水道部において処理する。

(趣旨)

第1条 この告示は、磐田市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例(平成17年磐田市条例第156号。以下「条例」という。)第12条に定める磐田市廃棄物減量化等推進審議会(以下「審議会」という。)について、条例に定めるもののほか、必要な事項を定めることにより審議会の円滑な運営を図るものとする。

(所掌事項)

第2条 審議会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 一般廃棄物の減量化の推進に関すること。
- (2) 一般廃棄物の資源化の推進に関すること。
- (3) 一般廃棄物の適正処理に関すること。
- (4) その他市長が必要があると認める事項に関すること。

(会長及び副会長)

第3条 審議会に、会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 会長及び副会長の任期は、2年とする。ただし、補欠の場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 審議会の会議は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要に応じて関係者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

(報酬)

第5条 市長は、審議会の委員に報酬を支払うことができる。

- 2 前項の報酬は、磐田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年磐田市条例第48号)の定めるところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、環境水道部において処理する。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

一般廃棄物処理計画関係法令

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(一般廃棄物処理計画)

第6条 市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画(以下「一般廃棄物処理計画」という。)を定めなければならない。

2 一般廃棄物処理計画には、環境省令で定めるところにより、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- 二 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
- 三 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
- 四 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
- 五 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項
- 六 その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項

磐田市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例

第4章 廃棄物の適正処理

(処理計画の公示)

第13条 市長は、法第6条第1項の規定により一般廃棄物の処理に関する計画(以下「処理計画」という。)を定めたときは、これを公示しなければならない。処理計画に変更が生じたときも、同様とする。

本市のごみ排出量の現状

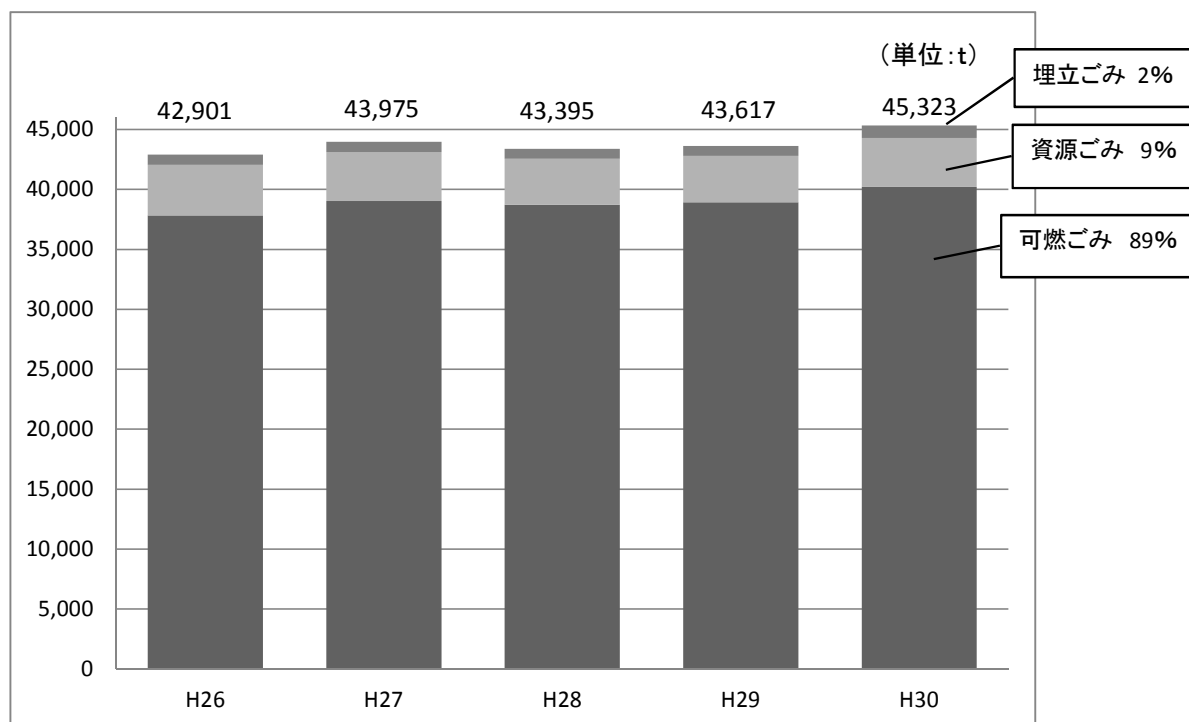
資料1

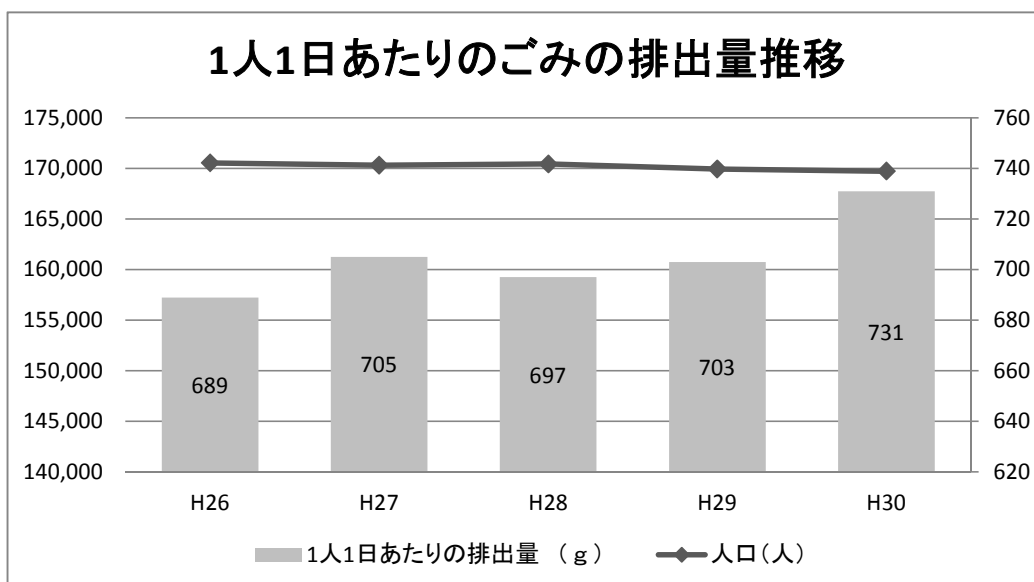
【総排出量の推移】

本市におけるごみの年間総排出量は、平成30年度は45,323tとなりました。過去5年間を比較すると若干増加傾向にあります。昨年度との比較では、可燃ごみ、金物、埋立ごみが約1,770t増加しています。主に下半期の排出量増加がみられるため、10月に発生した台風被害の影響が考えられます。

(単位:t)

		H26	H27	H28	H29	H30	H30-H29
総排出量		42,901	43,975	43,395	43,617	45,323	1,706
可燃ごみ		37,836	39,039	38,711	38,934	40,213	1,279
資源ごみ	空き缶	226	211	197	197	193	-4
	空きびん	771	776	745	736	715	-21
	ペットボトル	185	175	171	169	178	9
	プラスチック製 容器包装	1,959	1,847	1,742	1,622	1,573	-49
	金物	784	775	724	846	1,138	292
	有害ごみ	60	58	58	59	64	5
	古紙等	240	248	211	227	220	-7
埋立ごみ		840	845	836	827	1,029	202





	H26	H27	H28	H29	H30
人口(人)	170,548	170,311	170,430	169,931	169,725
1人1日あたりの排出量 (g)	689	705	697	703	731

第2次磐田市総合計画 前期基本計画（平成29年度～33年度） 一部抜粋
 分野6 都市基盤・環境
 基本施策6 快適な生活環境の確保

指標名	現状(H27)	目標値(H33)	指標の定義
1人1日当たりごみ排出量	705g	685g	一般廃棄物総排出量／365日／人口 ただし、資源集団回収量を含まない。

今年度の取り組み

◆不要なレジ袋の削減

レジ袋削減表示プレートの設置依頼

- ・レジ袋削減啓発プレートを200個作製し、レジ袋削減協力店（35店舗）、コンビニエンスストア及びドラッグストア等へ設置依頼（176個）
- ・昨年度プレートを配付したセブンイレブンへ再度協力依頼
- ・レジ袋削減協力店でのレジ袋辞退率調査の実施（5月）
令和元年度 レジ袋辞退率 89.1%
※レジ袋削減協力店へは啓発プレートを配付後、再度レジ袋辞退率調査を実施予定（10月）



3R推進月間普及啓発活動の実施（10月）

レジ袋削減に向けてマイバック持参キャンペーンの実施

〈参考〉平成30年度

日時：10月29日（月）10:00～11:00

場所：アピタ磐田店ほか5店舗

実施者：いわた消費者協会

内容：マイバック利用の呼びかけ、啓発グッズの配付



◆ごみ分別ガイドブックの改訂

ガイドブック：令和2年全戸配布予定（80,800部）

日本語版	75,000部
ポルトガル語版	4,000部
英語版	1,000部
ベトナム語版〈新規〉	800部

- [主な改訂内容]
- ・消費税率の改訂に伴う処理手数料変更のお知らせ
 - ・食品ロス・レジ袋削減・雑がみ辞典など啓発事項の追加
 - ・適切なリサイクル実施のための分別の案内
 - ・処分場閉鎖に伴う自己搬入先の変更
 - ・台風など災害時のごみ出しについて



◆ごみ減量・リサイクル啓発DVDの更新

イベントや自治会等で啓発に使用する啓発DVDの更新（完成）

- 「主な変更内容」
- ・年度毎のごみ排出量
 - ・プラスチック製容器包装の出し方
 - ・食品ロス削減のためにできること



◆食品ロス削減

530（ごみゼロ）の日を啓発

5月30日「530の日」に、市内小学5年生を対象に環境学習として実施しているアースキッズ事業の中で、食品ロス削減について啓発を行った。
家庭で出る食品ロスの原因や削減方法について記載した「530ダイアリー」を93名へ配付した。



(福田小)



食品ロスゼロ・クッキング教室の実施

日 時：令和元年8月21日（水）9：00～11：30
場 所：池田交流センター
対 象：市内在住の小学生と保護者（先着7組）
内 容：①食品ロスについて知ろう
②食材を無駄にしない調理をしよう
③残さずおいしく食べきろう

市役所本庁舎1F展示ブースの活用

期 間：令和元年12月16日より約1ヶ月間
内 容：忘年会シーズンに併せ食品ロスの削減を啓発



食品ロス削減のための講演

「ごみ処理の現状～食品ロスを題材に～」 講師：鎌田俊己委員
シニアクラブを対象に2回開催 協力：シニアクラブ磐田市（稲垣委員）
4月20日（土）大藤交流センター 30名
5月20日（月）大藤4区公会堂 25名



◆ごみ排出環境の充実

リサイクルステーション回収品目の追加（4月から実施）

・使い捨てライターの回収 6月末：約20kg回収



【現在の回収品目】

空き缶・空きびん・ペットボトル・廃食用油、プラスチック製容器包装
蛍光管、乾電池、古紙（新聞、雑誌、雑がみ、ダンボール）、古着類



【リサイクルステーション】利用者は増加傾向

平日リサイクルステーション（クリーンセンター内）8時30分～17時
平成30年度 利用者数41,799人（1日平均170人）
日曜リサイクルステーション（市内5ヶ所、日曜日開設）9時～11時
平成30年度 利用者数8,060人（1日平均134人）

◆イベント出展等による啓発

講座・施設見学会・イベント出展による啓発

- ・産業大学学園祭への出展（11月）
若者へごみの削減やリサイクル意識の啓発を図る
- ・環境学習・施設見学会・市民向けイベントへの出展による啓発



◆広報いわた等印刷物による啓発

広報いわた（市からのお知らせや特集で周知）

- [6月] ごみの出し方についてお願い(埋立ごみや硬質プラスチックの出し方について)
- [7月] エコ教室の募集案内、生ごみの削減について
- [8月] 消費税改正に伴う料金改定の案内 ※他課の料金変更とまとめて掲載
- [12月] レジ袋削減への取組み紹介（特集）
- [1月] 平成30年度ごみの排出量の紹介

※平成30年度は7・10・1月号、10月号特集（今すぐ実践 雑がみ回収大作戦）

家庭ごみ収集カレンダー（全戸配布3月）

〈参考〉平成30年度：日本語版25種類 外国語版（7か国語） 96,900部作成

◆ごみ分別アプリの活用

- ・ベトナム語のごみ分別検索機能の追加
- ・ごみ分別検索機能へ問い合わせの多い分別品目の追加

利用者数：24,969名（令和元年6月末）

〈参考〉平成30年度更新状況

- ・産業大学学生と協議し、しっぺい耳より情報のすべてのページをPDF化
- ・アプリのデザイン・カラーの変更
- ・新着情報を11回更新（教室募集案内・報告、イベント出展案内・報告、実施事業など）
台風接近時のごみ収集等についても、市民により早く情報を伝えるため掲載
- ・分別区分の修正



◆使用済スプレー缶の回収状況

スプレー缶排出時の穴開け作業による事故を防止することで、市民が安心してごみ出しできる環境を整備する。

中身を使い切ってから穴を開けずに、「空き缶」の収集日に専用コンテナへ排出。

平成 29 年度：回収量 約 26 t

平成 30 年度：回収量 約 27 t



◆雑がみ再資源化の啓発

可燃ごみの削減と分別・リサイクル意識の向上を図った。

- ・クリーンセンターを施設見学する市内小学 4 年生へ紙類の資源化を啓発

平成 29 年度：22 回 1,711 人

平成 30 年度：22 回 1,583 人

- ・市民向けイベントや学校などで可燃ごみの排出量や組成を説明

◆生ごみの減量や再資源化の推進

- ・生ごみ堆肥化容器設置費補助金

家庭から出る生ごみの削減を図るため、生ごみ堆肥化容器を購入した家庭に補助金を交付。

平成 29 年度：設置基数 62 基（申請件数 42 件）

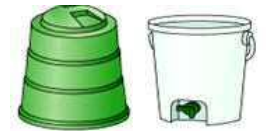
平成 30 年度：設置基数 41 基（申請件数 31 件）

- ・古紙等資源集団回収事業奨励金

廃棄物の再資源化を推進するため、市内から出る古紙や空きびん、空き缶などを回収する P T A などの団体に対して、回収量に応じて奨励金を交付。

平成 29 年度：回収量 約 2,828t（登録団体数 179 団体）

平成 30 年度：回収量 約 2,640t（登録団体数 179 団体）



◆家庭ごみ収集業者について

7 月から新しい収集エリアでの家庭ごみ回収が始まりました。なお、収集エリア等の変更に伴う、ごみの出し方や収集日に変更はありません。

磐田地区・・・(有)磐田クリーンサービス
(株)ハンモト

福田/竜洋地区・・・(有)磐南クリーン

豊田/豊岡地区・・・(有)大橋商事